

令和7年12月8日
河津町役場総務課

町有地購入申込要項

1 売却物件

番号	大字	地番	面積	地目	用途地域
①	湯ヶ野	190-2、190-5	479.37 m ²	宅地	指定なし

2 申込方法

『町有地購入申込書』に必要事項を記入・押印のうえ、持参してください。

■受付期限：第1回受付 **令和8年1月16日（金）**

第1回受付以降は、順次受付販売します。

■受付場所：河津町役場総務課

午前8時30分～午後5時00分 ※土・日・祝日は除く

■注意事項

*郵送や電話、ファックス、Eメールによる申込みはできません。

*共有名義希望の場合は、共有者名及び持分を記入してください。

*物件は現況での引き渡しとなりますので、現地をよくご確認のうえお申込みください。

*河津町の税・料等に滞納がある場合は、申込みを取り消します。

*売買契約には、次の特約を付します。

《特約事項》

1 禁止する用途及び制限

(ア)買受人は、売買物件を風俗営業等の業務及び集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の事務所など、公序良俗に反する業等の用に使用することを禁止します。（「風俗営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業をいいます。）

(イ)契約締結後5年間、売買物件の所有権を第三者へ移転することを禁止します。
なお、5年経過後、所有権を移転する場合は、買受人は、(ア)の禁止する用途を承継させなければなりません。

2 売却優先事項

売却にあたり、その土地に住居を建て、居住する方に優先して売却いたします。

3 実地調査

上記(ア)の履行状況を確認するため、売却物件の利用状況について実地調査を行う場合があります。その際は、買受人に協力していただくこととなります。

3 買受人の決定

「町有地購入申込書」を受付後、申込書等を審査のうえ買受人を決定します。

複数の応募があった場合は、優先事項を考慮し、抽選により決定します。

4 契約の締結

買受人は、河津町と土地売買契約を締結していただきます。

必要なもの：(1)契約保証金（契約金額の5%相当額）

(2)収入印紙

(3)印鑑

《注意》

- ・契約締結後に契約を解除されても契約保証金は返還しません。
- ・物件は現況での引渡しとなります。

5 売買代金の納入

契約者は、売買契約締結後3ヶ月以内に、町が発行する納付書により契約金額から契約保証金を差し引いた額を納付していただきます。

6 所有权移転

売買代金完納後、所有権移転登記は買受人にて行っていただきますようお願いします。
町で用意できる書類等は、できるだけ提供いたしますのでご相談ください。

7 問い合わせ先

河津町役場総務課（財政係）

電話（0558）34-1913

町有地購入申込書

令和 年 月 日

河津町長様

受付

次のとおり申し込みます。

申込人	ふりがな			生年月日
	氏名	印		大昭平年月日
	現住所 (住民登録)	(電話)		
	職業又は 勤務先	(電話)		
物件番号		所在	河津町	
利用目的				

※共有名義希望の場合は、共有者名及び持分を記入してください。

氏名	現住所	持分